建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪港湾局 | 下記の設計委託について、補修等の工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず建設仮勘定が精算されていなかったため、当該設計に係る金額が建設仮勘定に計上されたままとなっていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約件名 | 支払済額 | 未精算額 | | 平成29年度 | 堺泉北港堺５区外桟橋等補修実施設計委託 | 2,760,574円 | 2,760,574円 | | 令和３年度 | 阪南港海岸外北境川水門外機械設備改良実施設計委託 | 3,041,500円 | 3,041,500円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (7) 建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条  ２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。ま  た、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合において  は、併せて取得年月日を登録する。  (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月９日）